

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第10号	
事故等種類	乗揚（定置網）	
発生日時	平成23年5月19日（木） 22時40分ごろ	
発生場所	三重県志摩市麦崎南方沖 麦崎灯台から真方位204° 3,740m付近 （概位 北緯34° 13.0′ 東経136° 49.9′）	
事故等調査の経過	平成24年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート あおばⅢ、13トン	
船舶番号、船舶所有者等	281-24265兵庫、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	両舷推進器曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、新潟県新潟市新潟港へ向けて麦崎南方沖を航行中、定置網の灯火と刺し網の灯火を誤認して平成23年5月19日22時40分ごろ定置網に乗り揚げて推進器に絡索した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m	
その他の事項	船長は、小型船舶用の資料で定置網が設置されていることを知っていたが、平成22年11月4日に発生場所付近を航行した際に定置網がなかったため、定置網はないと思っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、麦崎南方沖を航行中、船長が定置網と刺し網の灯火を誤認したことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、航行を開始する前に水路調査を適切に行っていれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、麦崎南方沖を航行中、船長が定置網と刺し網の灯火を誤認したため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定置網の設置については、季節により変更される可能性があることに注意すること。	